

令和7年度 旅行商品造成支援事業 追加募集要項

1. 目的

閑散期における北海道旅行の需要喚起策の一環として、北海道内の魅力的な観光コンテンツ、とりわけ「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」「アドベンチャーツーリズム」のテーマ性を盛り込んだ旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する。

【参考】

・アドベンチャーツーリズム

アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行

・ガストロノミー・ワインツーリズム

地域のワイナリーやブドウ畑を訪れ、その土地の自然、文化、歴史、暮らしに触れ、作り手や地元の人々と交流し、ワインやその土地の料理を味わう旅行。日本酒やウィスキー等も含まれる。

・ケアツーリズム

<https://www.visit-hokkaido.jp/recommend/caretourism/>

大自然のパワーを全身で感じる。温泉でゆっくり癒される。旬の美味しいもので満足する。カラダの中からキレイになるなど「心と身体をケアする旅行」

例：温泉・サウナ・スパ・ヨガ・ヘルシー食など

・ナイトタイムエコノミー

夜間・早朝の時間におこなわれる様々な活動を通じて地域の自然文化創生や発展、国内外の人々への魅力訴求、消費拡大などにつなげる旅行

例：早朝熱気球体験・夜景観賞・星空鑑賞など

2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有しないこと。

3. 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

(1) 全商品共通事項

- ① 対象出発日：採択結果通知日の4営業日後～令和8年2月14日（土）
- ② 対象広告掲載日：採択結果通知日の4営業日後～令和8年1月31日（土）
- ③ 首都圏・関西圏を発着地とし、北海道内との往復ともに航空機を利用し、北海

道内を2泊3日以上で周遊する募集型企画旅行商品。

- ④ 札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地がひとつ以上組み込まれていること。
- ⑤ 北海道観光機構の「旅行会社向け北海道観光情報サイト HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) の観光素材が含まれていること。
- ⑥ 「アドベンチャーツーリズム」「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマうち1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに合う観光素材が2つ以上含まれていること。
- ⑦ 対象旅行商品には、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、および「協賛：(公社) 北海道観光機構」を表示すること。
- ⑧ 北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」および「HOKKAIDO LOVE! LINE 公式アカウント QR コード」の表示に努めること。
- ⑨ クレジット表記等の確認のため、広告掲載日 4 営業日前までに広告原稿を提出すること。
※ 事務局営業時間：土日祝日・年末年始(12/27～1/04)を除く、08：45～17：00
- ⑩ 対象旅行商品の広告掲載実績（掲載証明書、請求書等の写し）を掲載日の翌月4日までに報告すること。
- ⑪ 対象旅行商品の対象期間の送客実績を出発日の翌月4日までに報告すること。
- ⑫ 自然災害、感染症の蔓延、官公庁または公的機関の命令または勧告等により、必要がある場合は、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。
- ⑬ 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。但し、旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は対象とならない
- ⑭ 助成対象：当該商品販売に利用する広告媒体（新聞・テレビ・ラジオ・WEB 記事・旅行雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。
 - ※ 原稿制作費も助成対象とする。
 - ※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。
 - ※ 映像・音声媒体においてた商品との併載の場合、総商品数から割った費用を助成対象とする。（3商品のうち1対象商品の場合は3分の1）
 - ※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。
 - ※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。
 - ※ 取材経費等は助成対象外とする。
- ⑮ 助 成 額：申請は首都圏・関西圏ともに1事業者2商品までとし1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、以下の「7－（2）選定基準」によって2圏合計で4～8商品程度を選抜し、助成金額5,540千円（税込）を按分する。

4. 助成額の補足説明

当事業は公金による助成のため、消費税を公金で助成することはできない。

助成金は消費税対象のため、税込みでの助成金払いとなる。

【例】総広告費用 100 万円（税込 110 万円）の場合

上限助成額 100 万円 × 50% = 50 万円（税込）となる。

5. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 企画提案書の提出 | 令和7年11月27日(水) 12時まで |
| (2) 審査会の実施 | 令和7年12月 3日(水) 予定 |
| (3) 採択通知 | 令和7年12月 5日(金) 予定 |

6. 企画提案書の提出

- (1) 提出方法：北海道観光機構の「旅行会社向け北海道観光情報サイト HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) 内の「旅行商品造成支援事業」特設ページから、必要事項を確認の上、期限内に申請して下さい。
- (2) 提出物：① 助成金交付申請書(様式第1号)
② 企画提案書 兼 報告書(様式第2号)
③ 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの
(最も実績があった年度のものの1点) ※但し、新規商品の場合は不要
④ 広告媒体資料(出稿イメージがわかるもの)
※様式第1号及び第2号は「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」内の「旅行商品造成支援事業」特設ページからダウンロードしてください。
- (3) 提出期限：令和7年11月27日(木) 12時まで

7. 選定方法

(1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

(2) 選定基準

以下①～④を満たす旅行商品について、対象期間終了日が短期間であることや公平性の観点等から⑤～⑧を考慮した上で総合的に判断する。

- ① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているのか。
- ② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。
- ③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>) に掲載のコンテンツを活用しているか。
- ④ 「アドベンチャーツーリズム」「ガストロノミー・ワインツーリズム」「ケアツーリズム」「ナイトタイムエコノミー」の4つのテーマうち、1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに合う観光素材が2つ以上含まれているか。
- ⑤ 採択通知後に速やかに広告掲出ができる具体的計画(案)がある商品を優先する。
- ⑥ 令和7年9月9日公示「令和7年度 旅行商品造成支援事業に係る旅行商品の募集について」にて助成対象商品として採択されていない旅行会社および旅行商品を優先する。
- ⑦ これまでにない新規旅行商品を優先する。
- ⑧ 集客目標数が多い旅行商品を優先する。

8. 採択通知

審査後、速やかに助成の可否を申請者に通知する。

9. 企画内容の変更及び中止

申請承認を受けた旅行商品を変更もしくは他商品と差し替える場合、助成金変更申請書（様式第4号）を提出すること。なお、審査の結果、助成対象とならない場合がある。
また、企画を中止する場合は必ず助成金中止申請書（様式第5号）を提出すること。

10. 実績報告及び請求書等

対象ツアー催行後1ヶ月以内もしくは令和8年2月20日(金)のいずれか早い日までに、結果と成果について、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。

- (1) 助成金実績報告書（様式第6号）
- (2) 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）
※ 販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。
- (3) 証憑書類（広告代理店等から旅行会社への請求書写し等）※月次で報告済みの分は不要
- (4) 成果物（当該商品が掲載された広告媒体。新聞・記事・掲載画面データ等）
- (5) 広告換算額
- (6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類
※ お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

11. 助成金の支払い

- (1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受理した後、申請どおりに事業が執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に助成金を支出する。
- (2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止めを行うことができる。
- (3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の協議により助成金を減額する場合がある。

12. その他

- (1) 様式第1、2、4、5、6号は、「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」内の「旅行商品造成支援事業」特設ページからダウンロードしてください。
- (2) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (3) 企画内容の不履行が生じた際は、助成の支給停止、または内容変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (4) この指示書に定めのないものは、協議の上決定する。

13. 問い合わせ先

委託事業会社

名鉄観光サービス㈱札幌支店 内 令和7年旅行商品造成支援事業受付事務局
〒060-0003

札幌市中央区北3条西1丁目1-1（札幌ブリックキューブ6階）

TEL 011-241-4986 FAX 011-241-0154

※「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」内の「旅行商品造成支援事業」特設ページ、お問い合わせフォームからお問い合わせください

14. 事業主体

公益社団法人北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部

長野 博樹 e-mail : h_nagano@visithkd.or.jp

坂本 博文 e-mail : h_sakamoto@visithkd.or.jp

以 上